

いろいろ議員の皆様からもご意見をいただきたいと思っておりますが、どういった形にすれば幅広く検診を受けていただいて、健康に市民の皆さんに過ごしていただけるか、そんな取り組みの仕方も検討しなきゃいけないかなと思っております。

○佐々木謙二議長 6番、蒲生光男議員。

○6番 蒲生光男議員 私の体験した例を一つお話し申し上げますと、私の兄が白血病で骨髄移植を行ったわけです。そのときに、勤めていた会社の方で有給休暇の貯金という制度をしてたんですね。3年目以降のものは捨てるか何か、労使間で合意をすれば買い上げという制度もあるんでしょけど、それは貯金という制度でした。長期にわたって休む場合に、非常にそれが助かった。

それからもう一つ、若いときからがん保険に入るように会社の総務課で勧められていたそうです。それで、がん保険に入っておりましたんで、入院中のいわゆる生活費、費用ですね、これに困ることはなかったという事例がございます。

ただ、やっぱり退院をしてまいりますと、今度はどこからもお金が出ませんので、そういった場合どうするかという課題は残りますけれども、やっぱり事業所と連携をして、がん検診の受診率アップであるとか、今申しあげましたようなことの取り組みであるとか、行政側からもお願いをしていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終えたいと思います。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位3番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上と長井市の行財政運営が誤りなく展開することを願いながら質問を行います。

通告をしております2点について順次質問申し上げますので、市長の明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、市財政の今後についてです。

12月1日付の朝日新聞で、「自治体収支大半が悪化 06年度決算」と題する記事が掲載をされておりましたので、まず紹介をしたいと思います。

総務省は11月30日、都道府県と市区町村の06年度普通会計決算を公表した。数値が高いほど財政の硬直度が強いことを示す経常経費比率の平均は、前年度と同じ91.4%、景気回復で地方税収が大きく伸びた東京、愛知、大阪の3都府県に限ると89.5%で、前年度比から1.2ポイント減ったが、その他の自治体では対前年比0.4ポイント増の92.0%と、悪化した。歳入総額は91兆3,419億円、前年度を1兆5,946億円下回り、7年続けて減少。地方税は36兆5,062億円と、前年度比1兆7,018億円、4.9%増だが、東京、愛知、大阪以外は9,398億円と、4%増にとどまった。歳出総額も、人件費や投資的経費を中心に削減されて、7年連続減少。前年度比1兆

4,867億円減の89兆2,100億円となったということでもあります。

このような記事に象徴的なように、現在、全国のほとんどの自治体の財政が、歳入の減少により、厳しい事態にあること、そして、その厳しい状態が7年間も続いていることなどが明らかにされたと感じたところです。もちろん長井市もこのような厳しい状況にあることは言うまでもありませんし、東京、愛知、大阪などの大都市に比較をすれば、市税収入が伸びない中で、文字どおり苦戦を強いられているという状態であると感じます。

全国の自治体の財政が大変な状況に置かれ、その中で長井市はさらに厳しい事態にあるということ踏まえながら、以下、項目に沿って質問をしたいと思います。

第1点目は、平成19年度予算執行状況と見通しはどうかについてです。

財政危機脱出元年として位置づけられ、執行されている平成19年度の状況を把握することは大事なことと私は考えています。既に8カ月間を経過した今日の状況について、数点お聞かせをいただきたいと思います。

1つは、年度当初で計画された諸事業についてこの間いろいろな検討や見直しがなされてきたと思いますが、結果的にどういう結末になったのかについてです。特に平成19年度の歳入では、特定目的基金からの繰りかえ運用が3億4,900万円を見込まなければならなかったということから各種事業を見直すことが言われてきたわけですが、その結果はどのようになっているのか。当該年度の予算執行にはどのような削減効果が期待できるのかについて、財政課長からお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、年度当初では想定できない新たな財政支出という課題が発生しているのかどうか、その際の新たな支出はどの程度を見込まなければならなくなっているのか、さらに、年度当初

で歳入として見込んでいるものの中で、削減していかなければならないものなどはどうかなど、特徴的なところを財政課長からお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目は、当初予算には計上されなかった留保財源の今後の考え方についてです。

この間の議会の中で、1つは平成18年度決算剰余金1億5,826万8,000円、そして2つは置賜広域病院組合負担金精算金約1億円ほどで、合計2億5,826万8,000円ほどとなることが明らかにされています。そのうち平成18年度決算剰余金については、本定例会へ上程をされている補正予算案で8,013万5,000円が既に歳入では計上されていますから、残りは7,813万3,000円となります。置賜広域病院組合負担金精算金も既に722万7,000円が使われていますから、残りは9,200万円程度となります。これまでの説明では、こういった留保財源については年度当初で見込んでいる特定目的基金からの繰りかえ運用分に充当したいということでもあります。もちろん今後の突発的な財政需要などがあればその財源に充てなければならないという事態も考えておかなければならないわけですが、現時点での見通しとして、特定目的基金からの繰りかえ運用についてはどの程度の減額を考慮しておられるのか、財政課長にお聞かせをいただきたいと思います。同時に、今後の財政運営について考えておられるもの、あるいは各課に対して新たに指示することを考えておられるのか、それはどういった内容のものを指すのかなどについてもお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、平成20年度予算編成についてです。

来年度の予算編成作業が始まっています。平成19年度予算編成時では多くの混乱がありましたが、来年度予算編成では新たな混乱が生じないよう願うものであります。とはいえ、冒頭に申し上げましたように自治体財政を取り巻く状

+

況は厳しいということは変わらないわけで、以降も大変な作業となることは、残念ですがこれは明らかです。単年度の予算を何とかするというものではなく、いわば後年度の財政に道筋をつけるという内容のあるものにしていくことが求められていると考えます。私は、平成20年度こそ長井市の将来に展望が持て、財政再建が具体的に見える形で展開できる内容のあるものに仕上げさせていただきたいと考えます。

まず、市長の平成20年度予算編成に臨む基本的な考え方と、申し上げました後年度の財政に道筋をつけるという意味での考え方、お聞かせをいただきたいと思います。

さて、10月29日付で、「平成20年度予算編成について」と題する依命通達が副市長名で各課に示されています。

その内容は、本市の経済はこれまでの緩やかな回復にも足踏み感が見られるところであり、依然として地価の下落傾向も続いていることから、市税収入の純増分が見込めない状況にある。また、いわゆる三位一体の改革により地方交付税の減少傾向も続いていることから、今後も歳入規模が縮小するものと推測しなければならない。一方、歳出面では一般会計に匹敵するほどの市債残高を抱え、公債費が高どまりになっている公共下水道事業特別会計や社会保障関係事業のための特別会計への繰出金などが増嵩していることから、多額の財源不足が生じ、財政調整基金が枯渇状態の本市の財政はまさに危機的状況にある。このため、今年度から新たに自立経営対策室を設置し、自立計画の見直しによるさらなる行財政改革に取り組むこととしたところであるが、この行財政改革の効果額をもってしても、予測される財源不足を補てんすることは不可能な状況にある。

また、国においては、「経済財政改革の基本方針2007」で示されているように地方間の税源偏在を是正する方策について検討し、その格差

の縮小を目指すなど地方税財政改革の推進に着手するようであるが、具体的には不透明な状況であり、国の制度改革による財政健全化は当面望めそうもない状況である。

こうした中でも、市民福祉の向上のために実施計画に掲げられている事務事業に可能な限り取り組んでいかなければならないが、今最も重要なことは、持続可能な行政体の構築、財政運営の確保であり、当面は聖域なき歳出削減を実施していく必要がある。

ついては、このような情勢を十分認識の上、最小の経費で最大の効果を上げるため、平成15年度から実施している宣言、実行、評価という予算編成のプロセスを踏まえ、下記事項に留意し平成20年度の予算要求に当たるよう命により通知するというものであります。

私は、この依命通達が言わんとしていることについて異論を挟むつもりはありません。ただ、歳出に関する事項で触れられている内容について理解できないものがあり、以下3点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、歳出削減策として言われている一連の削減率とその考え方についてです。

依命通達では、歳出に関する事項の(1) 予算要求枠の設定の項で、①事業費の区分で、すべての事業費を義務的経費、投資的経費及びその他の経費に区分するとし、2つは、義務的経費では平成19年度当初予算一般財源をベースに5%削減した額とし、ただし、人件費、公債費(公債費に準ずる経費を含む)、社会保障関係経費を除くとし、そして次の項で、その他の経費で平成19年度当初予算一般財源ベースに20%削減をした額と定めています。

財政課からいただきました資料によりますと、「平成19年度予算の要求について」とする昨年の文書では、除外経費以外の経費について、経常経費、臨時政策経費を問わず平成18年度当初予算対比マイナス20%のシーリングを設定する

ものとするとしております。「平成18年度予算の編成について」とする依命通達では、一般行政費については今まで以上に事業の効率化を図りながら事務的経費の節減に努めるものとし、前年度より一般財源ベースで3%程度削減することとされています。「平成17年度予算の編成について」という依命通達では、一般行政費についてはスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業の効率化を図るとともに、事務費等を節減し、前年度より一般財源ベースで3%程度削減をするものとされています。平成20年度の事業費区分や義務的経費を5%縮減、そしてその他の経費を20%縮減という言い回しはこれまでとどのように違うのか。そしてその際の効果額はどの程度を見込んでいるのかについて、まず財政課長の考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、この間の年度によって対象経費の言い方に違いがあるものの、しかし、現実的にこれまで平成17年度予算編成以降は3%とか5%とかという形で経費の縮減を図ってきて、平成19年度からは20%の縮減を通達として出しているわけですが、実際の職場ではこのような命令に対応できるものかどうかについて、私は甚だ疑問を感じます。各職場には実際問題としてこのような命令を受け入れることができるような余裕があるとお考えなのかどうか。さらに、今後はこういったたぐいの縮減策には私は限度があると考えますが、今後もこのような命令を発し続ける考えなのかどうか、財政課長からお聞かせをいただきたいと思っております。

同時に私は、連年にわたり同じような縮減を求めていくというものであるとするならば、少なくとも、各職場でどうすれば縮減が可能になるのかや縮減の具体的な考え方を事前に示していくこと、あるいはこれまで展開してきた各種の事務や事業について具体的に何を残し何を削減をするのか、さらにどのようなサービス内容を

削減をするのかなどを具体的に示していくことが必要になると考えます。

市長は、このことについて今後どのように展開をされる考えを持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

2つは、投資的経費のあり方について市長に伺います。

依命通達では、投資的経費については原則として財政の中期展望に計上されている事業費とし、公債費負担適正化計画を初めとする諸計画を遵守するため事業総額を7億円程度とする。このため、必要に応じて事務事業評価調整会議を開催し事業調整を行うものとするに触れています。

確かに平成17年11月に示されました長井市財政の中期展望を見てみますと、平成20年度の投資的経費として7億5,636万7,000円を予定しております。しかし、だからといってそれでよしということにはならないのではないかと私は感じます。市長は本年3月定例会以降、事あるごとに、今日の長井市の財政危機は平成17年に示した財政の中期展望での歳入と歳出の乖離が言われていたにもかかわらず、それへの対応策を示してこなかったことを大きな要因としている。いろいろな場所で話されていると私は感じています。市長みずから指摘をしている財政の中期展望上の収支の乖離をなくしていくことが今日的な長井市の大きな財政課題だと私は考えてきましたが、しかし、この依命通達では、「投資的経費だけは財政の中期展望に掲げた額を確保する」という言い分では、私は理解できません。

私はこれまでも、「財源が不足をする」と言う当局に対して、「何に充てるための財源が不足をするのかを示す必要がある」と申し上げてまいりました。残念ながら、これまではなかなか納得がいく答弁はいただけないままに推移をしています。投資的経費の大部分は市債に頼るという割合が高いわけですが、だからといって

+

この部分だけは財政の中期展望どおりということにはならないし、依命通達で言う「当面は聖域なき歳出削減を実施していく必要がある」のであれば、当然にしてこの投資的経費にもメスを振るわなければ、私は財政再建はおろか、当面の収支を合わせることもできないことにつながると思います。市長の考え方をお聞かせいただきたいし、ぜひとも英断を下していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、依命通達で触れている国の対応についての考え方で市長に伺います。

依命通達では、「国が進めている地方税財政改革の推進は不透明であり、国の制度改革による財政健全化は当面望めそうもない」と否定的なものになっています。確かに政府の地域活性化統合本部が、格差にあえぐ地方の再生に向けた総合戦略、いわゆる福田プランなどに代表される地方再生プランなどでは、地方分権の視点がないことや旧来の補助金の復活とも思える内容のものしかないなどで速効性や根本的な格差解消策とはなっていないことなどを見ると、私も否定的にとらえざるを得ないと感じています。

しかし、だからといって国の対応を座して待つということでもいいのかといえば、私はそうはいいられない状況にあると思います。9月定例会でも申し上げましたが、このままでは、本当に地方の自治体は財政的に成り立たない時期を迎えます。地方交付税制度の基本に返ることを目指しながらも、一歩でも二歩でも具体的な措置を求めていくことがないと、どうにもならない事態を迎えてしまうのではないかと感じます。一地方の頑張りでは限界にきています。

その意味で、私は、市長には真の地方再生に向けた対応と取り組みを不断に実践していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。ぜひ意のあるところをお聞かせをいただきたいと思っています。

第3点目は、長井市行財政改革推進計画2006～集中改革プラン～《改定版》の考え方についてです。

この問題については、去る10月26日の総務・文教委員会協議会で自立経営対策室からこの改定版についての説明を受け、さらに11月21日の全員協議会で全体に対して説明を受けたところです。1億4,393万8,000円の効果額、人件費を除けば5,281万9,000円と言われる効果額が期待をされるというこの改定版の説明をお聞きをしながら、私は、この集中改革プランが展開された後の長井市はどういう長井市になるのだろうかと考えたとき、暗い気持ちになったことを覚えています。

ともあれ、これまでの半年間で一定の考え方をまとめ上げられました自立経営対策室の皆さんのご努力には敬意を表しておきたいと思えます。

私は、この改定版にはさまざまな課題があると感じますが、今回は3点について伺いをしたいと思います。

一つは、指定管理者制度の活用の考え方です。

改定版では、公の施設についての取り組み目標で次のように述べています。「公の施設は75あります。業務委託できる施設については、現在の委託業務内容の拡大などを含めさらに推進します。指定管理者制度の活用については、市民との協働が発展する過程で指定管理者制度ガイドラインに基づき採用していきます」として、具体的には、4年以内に導入を予定する事務事業として、文教の杜管理運営業務、地区公民館業務、市民文化会館管理業務、勤労センター運営業務、そしてその他、指定管理者制度の積極的な導入とされています。

この方針に沿って本定例会に、議案第84号長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部改正案が上程されていることはご案内のとおりです。私は、この条例の一部改正には直接触れずに指

定管理者制度の考え方について伺いたいと思います。

平成18年1月にまとめられた「長井市指定管理者制度に係る基本方針」によりますと、これまで各自治体では、福祉施設、体育施設、美術館、ホールなどの芸術、文化施設などを公の施設として設置し、市民にさまざまなサービスを提供してきました。しかしながら、近年これらに相当する施設が全国的な点から見ると民間においても設置され、利用者にとって満足度の高いサービスが提供されるとともに効率的に運営される状況にあります。同時に住民ニーズも多様化し、公の施設で実施する事業自体も、多様性、柔軟性、さらに専門性などが求められています。こうした状況に、より効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウを生かすことが有効であるとの考え方に立ち、管理主体、範囲などの制限を外しつつ、公の施設として適正な管理を行う仕組みを整備したものが指定管理者制度ですと位置づけられており、制度導入の基本的な考え方では、指定管理者制度の導入に当たっては公の施設に対する市民のニーズにこたえるため、管理運営に民間事業者などの持つ技術やノウハウをこれまで以上に生かしていきます。また、制度の活用を通じて、市総体としても住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図っていきます。そのための制度導入当たりの基本的な考え方は以下のとおりとしますということで、6点挙げられています。

1つは、現行の直営または業務委託で不都合が生じているか。2つは、指定管理者制度導入より行革メリットがあるか。行革メリットとは住民サービスの向上及び行政コストの削減が図られることとなっています。3つは、施設ごとに住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図る。4つは、第4次総合計画で掲げる特定非営利法人（NPO法人）などとの協働のまちづくりを推進するとともに、民間事業者などを広

く活用していく。5つは、事業者の選定時や事業実施後など適切な評価を行う。6つは、指定管理者による管理であっても、市は公の施設の設置者として市民に対し施設の責任を負っていくと定めています。

言いかえれば、指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間業者の参入により市場原理を働かせることによって、一つは民間が持っている技術やノウハウを生かすことにより住民サービスの内容に膨らみを持たせながら、同時に行政経費を削減していくものと私は理解してきました。ところが集中改革プランの改定版では、その対象施設として文教の杜や地区公民館などを挙げています。私は、これらは本当に指定管理者制度に合致するかについて大きな疑問を感じますし、申しあげましたような長井市の基本方針からも逸脱するのではないかと感じます。特に現在の状況に不都合があるかということや、該当する民間の業者等がこの長井市に存在をするか、具体的な競争相手がいるか、そして行革メリットはどこに求めていくのかという基本的な点では理解できない部分が多いと感じます。

自立経営対策室長からは、申しあげました内容などがこの間どのように検討され、それぞれがどのようにクリアされてきたのかについてお聞かせをいただきたいと思います。同時に、この指定管理者制度の導入でどれくらいの効果額を想定されているのかについても明らかにしていただきたいと思います。

また、市長は、長井市の指定管理者制度導入第1号としてなぜ文教の杜ながいを考えられたのか、そのねらいは何かについてお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目は、財団法人置賜地域地場産業振興センターに関する考え方と取り組みについてです。

集中改革プランでは既存の第三セクターなどの見直しの中で、「財団法人置賜地域地場産業振興センターについては、外部委託による内部

+

の経営効率向上や収益の中核となる事業についての取り組みなどをタス活性化検討委員会に諮りながら進めていくことを求めています」とされており、今回の改定版では新たな記述がありません。私は、これはおかしいのではないかと感じます。

平成12年10月に長井市行財政改革推進委員会から示されました「長井市行財政改革に関する答申書」の中には、補助金などの見直しの項で、「地場産業振興センター運営費補助金については前々年度の赤字による銀行借入金相当額を補助することになっており、年々増加の傾向にある。このような補助金の算定にも問題があり、幾ら赤字を出しても補助金で救済されるという現行制度は改正すべきで、何らかの歯止めを考えるべきである」と触れられていますし、外郭団体、審議会などの運営についての項では、「地場産業振興センターについて、事業を精査し委託できるものは委託を進め人員の削減と経費の削減を図り、年々増加する市からの補助金を削減すべきである」とされています。

しかし、こういった答申書を受けながらも、市は平成13年度から平成17年度までの長井市の行政改革大綱でも実施計画でも、具体的な課題として取り扱うことをしないまま推移をしていることをご案内のとおりです。平成18年2月になって初めて集中改革プランの中でこの地場産業センターに係る問題が提起されたことは歓迎できることとしてとらえておりましたが、今回の改定版では新たな提起はなされませんでした。私はこれでは十分ではないと考えます。

この間の決算を見ても、一般会計から地場産業振興センターに対して平成17年度から18年度まで合計6億1,261万8,269円という巨額の支出がなされ、今後もこれは続いていくという実態にメスが入らないというのは一体どうしたことなのでしょう。私は不思議でなりません。地場産業振興センター運営費補助金につい

ては、補助金額を平準化した形で一定の整理が図られたようになっていますが、それだって十分とは言えない状態ですし、問題が解決したわけでもありません。加えて、議会においてもさまざまな提案や提言が繰り返されていますが、いまだに具体的な解決策は示されないままに今日に至っています。市の財政が危機的な事態にあるにもかかわらず、こういった支出が今後もなお続いていくことにこそ危機感を感じなければならぬのではないのでしょうか。こういったたぐいの支出こそいち早く検証されなければならないと思いますが、改定版でも具体的に触れられないままです。

私は、地場産業振興センターのあり方も含めた検討こそ早期に進める必要があると考えますが、市長はどういった考えを持っておられるのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思いません。

3つ目は、コンピュータの関係で伺います。

改定版では、その他の事務事業の整理合理化の項で、「事務の効率化の推進には電算処理の環境整備が欠かせません。業務間のネットワークのむだを廃し、現行システムの費用対効果を検証し、最適な体制を構築していきます。また、職員間のネットワークの構築は業務の効率化に不可欠であり、計画的な整備を図ります」と新たに触れられています。

これまで全く触れられないままにきたこの課題について一歩踏み込んだことについては評価をしたいと思えますし、期待をするものです。問題は、どのようにしてこの課題を整理をしていくかということになります。現時点でどのようにこれらの課題解決を図ろうと考えておられるのか、今後のコンピュータによるシステム開発などはどうあるべきと考えておられるのか、市長の考えをお聞かせをいただきたいと思いません。

今回もう1項通告をしておりましたが、時間

の関係で次の機会に回させていただくしかなくなりまして。準備していただきました福祉事務所長には、大変申しわけありませんがご了解をいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員からは、市財政の今後についてということで、詳細にわたりまして大変示唆に富んだご指摘、ご提言をいただきました。大変ありがとうございました。

私からの答弁は9点についてだと思いますが、順次お答え申し上げます。

まず第1点目、平成20年度予算編成に臨む基本的な考え方と、後年度の財政に道筋をつけるという意味での考え方はという点でございますが、現在の行財政運営上の喫緊の課題は、持続可能な行政体の構築、持続可能な財政運営の確保であるというふうに考えております。とにかく財政赤字を出さないようにする。しかも長井の財政規模からいいますと、財政赤字が15億円になりますと赤字再建団体というふうな形になりますので、それは避けていかなきゃいけないと。これらのことを具現化するために、予算編成方針の基本的事項に示しましたとおり自立経営対策室を設置し、具体的な方策等を検討してきたところでございますが、さきの財政再建5カ年計画、そして引き続き行ってきたわけでございますが、私も改めて市内部の行革の推進本部のそれぞれの所管課長との意見交換をして感じたことは、容易なことじゃないなど、相当意識的な部分、あるいは市民の皆様への対話、これらのある程度時間をかけないと、やはり市としても現場としてもできない部分が多過ぎるなというふうに、私の率直な感想でございました。

残念ながら見直し初年度の効果額は、現時点で見込まれる20年度予算編成における財源不足額には対応し切れる額にはなっておりません。

したがって、20年度の予算編成に当たりましては、見直し後の集中改革プランに挙げられている歳入確保、歳出削減等を着実に実施することは当然でございますが、さらなる事務事業の選択と集中により歳出の削減を図りたいというふうに考えております。

次に、シーリングによる予算編成の限界があると考えているが、今後どのように展開される考えを持つてるかということでございますが、ご指摘のとおりシーリングによる予算編成には、今回20%マイナスとしておりますが、限界があるというふうに思っております。したがって、他の編成手法なども検討しなければならないと考えてるところでございます。

私もさまざまな座談会あるいは各団体の方からの依頼のあった会議等々出てるわけですが、その中でも今の財政状況の表現をこういうふうにしてます。平成13年から17年までの財政再建5カ年計画でタオルはもう絞り切っていますと。それを今現在もう乾いてるタオルをさらに20年度は絞らなきゃいけないと。したがって、すり切れまじり痛みと血が伴う、そういった改革なんですという表現をしますけども、本当に私はそういった意味でいえば20年度は正念場だなどと思ってるところでございます。

現在の事務事業につきましては実施計画をベースに実施しておりますけども、重要なことはそれぞれの事務事業に対する客観的評価であると考えております。本市におきましても事務事業評価システムがある程度確立されておりますけども、このシステムを施策の評価まで拡大いたしまして毎年度の実施計画の見直しに反映させ、さらには、予算の裏づけを確保するために財政展望との調整を図ることが必要であると思っております。この調整の中では事務事業の取捨選択を明確にしなければならないと考えております。

また、現在の地方財政計画における標準的な

+

行政サービス、これは国で言ってる標準的な行政サービスでございますが、これと本市の行政サービスを改めて対比して検討することなども必要であると考えております。

次に、3点目の投資的経費に対する市長の考え方ということで、ぜひ英断すべき時期じゃないかということでございますが、これにつきましては公債費負担適正化計画などの関係で、要求段階では財政の中期展望に計上されている額を上限とする枠を設定したものでございます。7億円前後ぐらいということでございますが、最終的には後年度の負担や各種計画などを踏まえて総合的に判断したいと考えておりますけども、私は、特に国土交通省が示している将来の展望については、ここ10年間と、これがいわゆる新規事業も含めた投資的な事業のできる時期だろうと。すなわちこれから高齢化が進展し、もう既に人口も減少しておりますけども、その時期は限られてるというふうに考えております。

そういった中で、過去平成6年から平成16年までの10年間で長井の特に落ち込みがひどい業種が建設建築関係でございます。これは50%以下の、10年間比較してですね、状況になっておりますので、これが長井ダムが平成22年度に完成いたしますと、さらにこれらの落ち込みが大変だろうと。

そんなことから、私は選択と集中という考えはもちろんでございますけども、できるだけ投資的な経済波及効果の大きい事業と、それと同時に市民の皆様の安全安心を守るための公共事業、これは相当傷んでおります。9月議会に高橋議員からもご指摘ありましたように、例えば宮プールの問題であったり、しかし、それらについてはもうどうしようもないと。むしろそれらのところに投資的経費をかける今時期じゃないだろうと。すなわち私が施政方針で申し上げたように、縮小だけでは決してよくならない。もう縮小だけでいきますと国の政策に頼らざる

を得ないと。ですから私は、経済的自立、これは行政も長井の産業自体もそうだと思います。これをどういうふうに進めていくかということが一番のやはり課題であると。そのためには、ある程度市民の皆様の福祉のサービス、これも最低限のサービス維持にとどめざるを得ない、そんな今時期なのではないかと考えております。

そんなことから、ぜひ公債費負担適正化計画の中で国の方から大体財政規模で認められた額は何とか事業を行いながら、まずこれ以上極端に落ち込まないように維持してまいりたいと考えております。

次に、4点目ですが、真の地方再生に向けた対応と取り組みを不断に実行していただきたいという点でございますが、ご指摘のとおり、あらゆる機会をとらえまして地方の実情を訴え、真の地方再生に向けた取り組みを実行していきたいと思っております。

10月の21日、増田総務大臣と鶴岡市で車座対話というのがございまして、県内からは私も含めた3首長だけの出席だったんですけども、私はこの中で特に、余り厳しい表現ではなかったんですけども、現在の三位一体改革が進んだ地方自治体の実態、大都市と地方の格差、あるいは小泉元首相からずっと綿々と続いている経済のグローバル化によりまして、いかに地方経済は疲弊してるかというところを訴えながら、自治体としては血のにじむような行財政改革をやると。それに対して、例えば特別交付税とかそれらについては、今まで行革については余り評価されておりませんので、むしろそういった努力してる自治体にこそ特別交付税を余計に見ていただきたいとか、あるいは三位一体改革で欠けてるのは、いわゆる権限の移譲が全くない補助金、交付金を減らすと、一方で税源を移譲するといいながら権限だけは国で押さえてると。ですから午前中の質問でもあったように、例えばがんの検診、法律の改正なんかもありますけ

ども、縛りだけはきちっと国で権限を持って縛って、しかし財源措置は市町村で組みなさいと。地方交付税で措置はしますよと言っておりますけれども、全くそれが見えないと。ですから権限と税源移譲、あるいは交付税、補助金、これらについては四位一体といいますか、それが私は本来あるべき姿だろうといったことについては、今後とも機会をとらえながら、国に対しても、あるいは地元選出の国会議員に対してもお願いしてまいりたいというふうに思っております。

5点目、指定管理者の考え方ですね。これらについて、まず、文教の杜ながいが長井市の指定管理者第1号というのはなぜかということでございますが、議員ご指摘のとおり、文教の杜は平成4年のオープン以来、財団法人文教の杜ながいに業務委託という形をお願いしてまいりました。最近、JRのびゅうバスですね、この観光コースに組み入れてもらうなど大型バスの来館者もふえており、より多くの皆様にご観覧いただいております。これはことしから行いましたやまがた花回廊の一環としてJRが相当強力で支援してくださっています。そんなことで、ことしの4月から6月までの来館者で、長沼彫塑館ですけども、1年間の入館者、あるいはその入館料を上回る観光客が文教の杜を訪れております。

そんなことから私は、まず一つは観光客、特に長井は、前市長以来いわゆるまちなか観光を標榜して、フットパスであったり、今行ってる登録文化財の指定等をやっております。そういった中で文教の杜ながいで民間のノウハウを生かせるような、そんな取り組みができるのではないかということ。それから、現在のところ指定管理者の第1候補としては財団法人文教の杜ながいを考えてるわけでございますが、もともと財団法人文教の杜ながいが民間の経営を目指して設立した財団であるということから、今の業務委託という形態じゃなくて指定管理制度と

してこそ、文教の杜ながいが、第1号にふさわしいんじゃないかというふうに考え方とところでございます。

○佐々木謙二議長 市長に申し上げます。

時間の関係もありますので、答弁につきましては要点をまとめて簡潔にお願いいたします。

○内谷重治市長 はい。

それでは次に、経営改善に向けた取り組み状況、これは地場産業振興センターでございますが、それから地場産業振興センターに対する補助、地場産業振興センターを今後どのように考えていくかという3点でございますが、一括して、じゃあお話しさせていただきたいと思いません。

まず、地場産業振興センターにつきましては、年間、ことしですと9,980万円の補助をしておりますが、うち建設費の返還に係る関係では、業界負担分というのと、それから市中銀行分というのを合わせまして約5,800万円、これ内訳についてはおわかりだと思いますが、それ以外にも自主事業の運営費を借り入れたものをまとめたということで、実質的には6,800万円前後ぐらいの、そういったお金が入っております。

一方で、運営費補助というのは3,000万円に今なってるところでございます。これらの削減といいますか、見直しというのがやはり今、長井市としては喫緊の課題なんですけど、残念ながらそちらの6,800万円、7,000万円近い金額については、これはいたし方ない状況であると。そうしますと3,000万円の中でどのようにして地場産業振興センターが、いわゆる販売をやっている部分ですね、売り上げを上げるかという部分で、これは今後ともいろいろ観光協会あるいは商工会議所等々と連携しながら売り上げ増を目指していきたいと。同時に職員体制などについても検討しなければならないということで、20年度に大幅に見直しをかけるように今検討してるところでございます。

+

あと最後の部分でございますが、電算処理関係の経費の削減についてですが、残念ながら、これから手作業ということはなかなか難しいと思います。しかし、高いパッケージを買わずに無理のない質素な簡素なシステムができないのか、これらについて質問あったわけでございますが、現契約の期限、これは21年3月ですね、これらの契約については業務委託についての委託料の削減を図ってまいりたいと思っております。業務委託の成果を評価いたしまして、次回契約時の委託額を削減していきたいと思っております。また、広域での共同アウトソーシングの方向づけについて調査、検討、研究するITコーディネーターのアドバイスなどを得ながらサービスレベル基準を設定し、アウトソーシングの成果を評価してまいりたいと思います。当然随意契約ではありませんので、その点で他業者と競ってもらい、委託料の削減につなげてまいりたいと、共同アウトソーシングについては中期的課題として対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐々木謙二議長 遠藤健司自立経営対策室長。

室長にも申し上げておきますが、要点をまとめて簡潔にお願いいたします。

○遠藤健司自立経営対策室長 それでは、高橋孝夫議員のご質問にお答え申し上げます。

指定管理者の考え方についてということで、現行の不都合の点ですが、この間各部署からのヒアリングを行ってまいりました。ご案内のとおり一部業務について業務委託契約をやっておりますが、業者の職員に対して直接命令はできないというふうな形態がございます。こうした業務形態ですと、細やかな市民サービス提供に支障があると。むしろ意欲ある民間の皆様にお任せして、民間の視点で市民サービスを執行するのがいいのではないかというふうなことに考えております。このヒアリングの中で、ご案内のとおり文教の杜、図書館、市民文化会館、勤

労センター、生涯学習プラザの指定管理者制度導入を考えているところです。

民間の競争する業者、存在するかという点でございますが、指定管理者として実績ある業者からの問い合わせ、市外からですが、これはございます。また、そういった業者は市に対して指名参加願を出している状況もございます。市内で指定管理者の候補者というか、受託能力を持つ団体の発生となりますとなかなか一気にはいかないと思いますが、市として公の施設の管理をこれからお願いしていくということを皆様にお知らせしながら、それを誘導していく、誘発すると、発生を誘発するという必要かと考えております。

また、文教の杜のようなタイプの市民との協働のまちづくりを踏まえ推進するには、一時期に一度に導入というのではなくて、施設ごとに管理の状況を把握して、特に公募をせずに特定の団体を指定管理者にするという場合については、団体さんと綿密な打ち合わせ、協議を重ねて進めていかなきゃならないというふうを考えております。

この効果についてですが、行革の中でスリムで機動力のある持続可能な行政体を標榜しておりますが、平成12年から見ると80名ほど職員が減っております。今後も限られた職員は、行政の計画あるいは契約、サービスの質の管理といった面に配置する必要があると思います。先ほど申し上げた公の施設、図書館には今2名、市民文化会館に2名、生涯学習プラザが2名、勤労センターに2名と、合計8名の職員を配置しております。これらの職員を本来の市の方の管理業務の方に配置するということが、まず指定管理者のメリットの一つであります。

金額にしますと、平成17年度の平均給与を集中改革プランでは公開しておりますが、現在、今申し上げました814万2,000円の8名分で6,513万6,000円の人件費分の効果は出ますが、

ここから指定管理者への指定管理料というものが発生するわけですから、それを差し引いた額がメリットになるかというふうに思います。

さらに、受託していただく指定管理者の努力で収益の確保あるいは経費の削減ということが発生するのでしたらば、協定の中で管理費の圧縮ということもできるということで期待ができるのではないかというふうに考えてます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

財政課長にも申し上げますが、要点をまとめて簡潔に答弁をお願いいたします。

○松本 弘財政課長 何点かご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

最初に、各種事業の見直しの結果はどうなったのかというところでございますが、今年度の実施が予定されている事務事業の見直しによる削減効果が期待できるのは、実際は来年度ということになるだろうと思っております。事務事業の見直しについては、既に副市長を中心に各課に対するヒアリングが実施されまして、その結果については集中改革プラン改定版に示されるとおりだというふうに認識をしております。

次に、当初想定されていない新たな財政支出は発生してるのかという部分でございますが、19年度の予算編成に当たっては、原則的にすべての経費を通年ベースで計上したつもりでございます。したがって、広い意味でいえば、その後の補正予算における歳出の増額部分は、私にとっては想定外ということが言えるだろうと思っております。ただ、民生費の扶助費であるとか、あるいは今回の職員の時間外手当などの部分につきましては、突発的な増加要因で推計が難しいであるとか、あるいは最初から努力目標を掲げながら当初予算に計上しているなどの理由がありまして、この辺については全くの想定外とは言えないというふうに思っております。

それから、年度当初の歳入で見込んだもの

中で削減しなければならないものという中身でございますが、現時点では、ざっとでございますが、財産収入で1,780万円、あやめ公園入園料で1,080万円、観光事業協力金で450万円、合計でおおむね3,310万円程度の削減が必要だというふうに思っています。

今後の特定目的基金繰りかえ運用の減額、今後の財政運営について考えていることということでございますが、今後の見込みにつきましては、来月の中旬をめどに決算見込み額を精査し、下旬には3月補正の概要を把握したいと考えているところでございます。最終的にはその結果を踏まえながらということになります。現時点では最低でも1億円は削減したいというふうに考えております。各課への指示ということになります。既に10月の29日付で「今後の予算執行等について」という文書の中で指示はさせていただいたところでございます。

それから、予算編成における経費の見直しはこれまでとどう違うかという部分でございますが、まず18年度までのシーリングの意図するところは、主に行政内部の経費に枠を設定しようとしたものでございます。19年度の予算編成における経費区分は、歳出経費をシーリング対象経費と対象外経費に区分いたしまして、その上でさらに性質別に分類をいたしました。さらにそれを今度は臨時経費と経常経費に区分した上で、18年度と比較しながら枠内で要求しなければならないという中身のものでございまして、各課に対しては大変なご苦勞をかけたというふうに反省をしてるところでございます。

今回の20年度の編成方針の中で言ってる経費の区分につきましては、この反省を踏まえまして、義務的経費、投資的経費及びその他の経費、このその他の経費というのは、いわゆる投資的経費以外の非義務的な経費ということになります。この3区分に分けてそれぞれの経費ごとに枠を設定させていただいたところ

+

でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

このシーリングの効果額でございますが、この時点ではおおむね4億円と想定したところでございます。

シーリングによる予算編成を今後も続けるのかということでございますが、先ほど市長の方からもありましたとおり、ご指摘のとおりシーリングによる予算編成にはおのずと限界があるだろうと思っております。今後、自立計画のさらなる見直しが進められると思っておりますが、これらにあわせて、改めて地方交付税算定の基準財政需要額におけるいわゆる標準的行政サービス、この範囲と、現在長井市が実際に実施をしている行政サービスの範囲を対照してみることなども必要なことだというふうに思っているところでございます。それらとあわせて、予算編成の手法につきましてもこのままシーリングを続けていいものかどうかも含めて検討する必要があるだろうと思っているところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 高橋議員に申し上げます。

申し合わせの時間になっておりますので。

○10番 高橋孝夫議員 時間ですのでやめますが、それぞれ答弁いただきまして本当にありがとうございました。

ただ、やっぱり議論まだまだしていく必要があるなと思っております。特に今年度と来年度の予算編成というのはやっぱり、私は大きな曲がり角といいますかね、転換期になるんだろうと思います。そこはお互いに遺漏ないようにこれはしていくしかないのであって、ぜひこれからも努力をいただかなきゃいけないというのはわかるわけですが、同時に私どもからもいろんな機会を話させていただきたいということをお願いしながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 本日の質問の最後になりますけれども、ご清聴のほどをお願い申し上げます。通告しておりますのは2点でございますが、順次質問を申し上げます。

最初に、縄文村周辺と古代の丘資料館の管理運営についてであります。

11月に行われた総務・文教常任委員会協議会において、「古代の丘（古代の丘資料館、長者屋敷遺跡資料館を含む）の運営について」とした資料が、経過と現状、その管理のあり方についてなどが記されていまして、担当課と古代の丘管理運営協議会、長者屋敷遺跡保存会、草岡生産森林組合の代表者と協議をした結果なども書かれておりますし、借地をしていることから地権者との話し合いをも持たれているとのこととあります。この全体の話の進め方は運営経費の削減のためと考えられます。

私は発言通告書で「縄文村周辺」としているのは、中里堤を中心とした公園一帯を総称して呼んでいるからであります。長者屋敷遺跡、古代の丘資料館を始め、縄文キャンプ場、バンガロー、縄文そばの館、体験交流センター、条例ではその他の施設となっておりますが、具体的に名前の載っているものとして、土偶広場、太陽の広場、星の広場、芸術の広場、環状列石、水の広場、梨の木平の梨の木周辺の周辺などを「縄文村」という言葉が総称している言葉と思います。

私は、遠くのお客さんが来た場合、時間があれば、桜が咲いていれば国指定の桜を、ツツジ、アヤメの時期はそれぞれの公園に案内をしますが、雪の時期を除き、春、夏、秋と市民が楽し